

令和3年度採用 豊田市女性問題専門相談員募集要項

豊田市では、女性が日常生活の中で直面するさまざまな問題について相談事業を実施しており、女性の自立を援助するため女性問題専門相談員（相談員、主任相談員）を募集します。

1 業務内容・資格等

* 豊田市の規定により、一部変更することがあります。

区分	相談員	主任相談員
業務内容	(1) 女性が抱えるさまざまな悩みに対する相談（必要な実情の把握、情報提供） (2) 市が実施する女性問題関連事業に関する業務 (3) その他市が必要と認める業務 ※事務・企画等でパソコンを使用します。	左記に加え、 ・相談員の育成指導 ・他の関係機関との連絡調整 ・関係会議等への提言、出席 ・相談事業のとりまとめ、事業提案 など
募集人員	5人	1人
資格	男女共同参画社会の推進や女性の人権尊重に関する視点を持ち、健康で次の要件を満たすことが必要です。 (1) 次の条件のいずれか一つを満たす人 ア 大学で社会福祉、児童福祉、社会学、心理学若しくは公衆衛生看護学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した人 イ 女性の自立や人権尊重に関する相談を実施する男女共同参画推進施設又は福祉・保健・医療に関する機関においておおむね1年以上相談に携わった経験を有する人 ウ 「令和2年度 女性問題専門相談員の人材養成講座～女性問題の理解と支援～」第2～5回実施分の課程を修了した人 (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は応募資格がありません。	左記に加え、 女性問題への支援に精通し、男女共同参画施設などで女性相談員を5年以上務めた経験のある人
報酬	時給 1, 200円	時給 1, 250円

以下は、相談員・主任相談員の共通事項です。

勤務日	火曜日～土曜日で月16日間（年末年始、祝日は休み） *年に数回、日曜日が出勤になることがあります
勤務時間	午前9時45分～午後4時45分又は午後1時～午後7時（週1日）のうち6時間 *詳細はお問い合わせください。
その他	有給休暇、通勤手当、健康保険、介護保険、年金、雇用保険等あり *本市規定による（参考：有給休暇10日/年、その他特別休暇有）
身分	会計年度任用職員
任用期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日 *勤務実績等により再度の任用あり

2 募集期間

令和2年12月8日（火）～27日（日）（午後5時までに必着）

3 申込み方法

(1) 本要項添付の「申込書」と「小論文」を記入し、キラッ☆とよたへ郵送又は持参してください。

* 持参の場合は、午前9時から午後5時までの間に受付を行います。

* 郵送の場合は、封筒の表面に「女性問題専門相談員応募」と朱書きしてください。

* 申込書及び小論文の様式は、センターのホームページ (<https://clover-toyota.jp/>) からダウンロードできます。提出の際は、必ず写真（3ヶ月以内に撮影したもの）を添付してください。

* 提出していただいた申込書及び小論文は返却しません。

(2) 小論文「男女共同参画センターの相談員として私が目指すもの」（A4サイズ1枚程度）

* 男女共同参画社会を実現する上で、あなたが目指す相談の対応やあなたが考える男女共同参画センターの相談事業についての考えを具体的に記述してください。

* 応募区分が「主任相談員」の場合は、「主任相談員」としての視点を踏まえて記述してください。

4 選考方法

【第1次選考】書類選考（1月上旬に結果を通知）

【第2次選考】面接選考等（令和3年1月26日（火）実施予定、2月上旬に結果を通知）

* 第1次選考を通過した人に、第2次選考を行います。

5 事前研修

第2次選考を通過した人は、2～3月中に事前研修を実施します。